

条 例

埼玉県医師育成奨学金貸与条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和六年十月十八日

埼玉県知事 大野 元 裕

埼玉県条例第四十二号

埼玉県医師育成奨学金貸与条例の一部を改正する条例

埼玉県医師育成奨学金貸与条例（平成二十四年埼玉県条例第十五号）の一部を次のように改正する。

第四条の次に次の一条を加える。

（奨学金の利息）

第四条の二 奨学金には、奨学金の貸与を受けた日の翌日から最後に貸与を受けた日までの日数（規則で定める期間を除く。）に応じ、奨学金の貸与の額に年十パーセントの割合を乗じて得た額の利息を付するものとする。ただし、規則で定める奨学金については、この限りでない。

2 前項の規定による利息の額が百円未満であるときは、これを徴収しないものとする。

第七条の見出し中「返還」を「返還等」に改め、同条中「返還」の下に「及び第四条の二に規定する利息の支払（以下「奨学金の返還等」という。）」を加える。

第八条（見出しを含む。）中「返還」を「返還等」に改める。

第九条の見出し中「返還」を「返還等」に改め、同条第一項中「当該奨学金の返還」を「奨学金の返還等」に改め、同条第二項及び第三項中「返還」を「返還等」に改める。

第十条（見出しを含む。）中「返還」を「返還等」に改める。

第十一条第一項中「返還すべき額」を「返還すべき奨学金の額」に改める。

附 則

1 この条例は、令和七年四月一日から施行する。

2 この条例による改正後の埼玉県医師育成奨学金貸与条例の規定は、この条例の施行の日以後に新規の奨学金の貸与の決定を受けた者について適用し、同日前に新規の奨学金の貸与の決定を受けた者については、なお従前の例による。